

## 第9回外務省政策会議

(概要記録)

日時：12月10日 午前10:00～11:00

場所：衆議院第2議員会館 第1会議室

出席議員の概数：15名程度

議題：

- (1) 武正副大臣のWTO閣僚会議出張報告
- (2) 行政刷新会議(事業仕分け)について
- (3) 在勤手当プロジェクトチーム報告
- (4) その他(岡田大臣の沖縄出張)

### ・政務三役からの説明

#### 1. 武正副大臣のWTO閣僚会議出張報告(武正副大臣)

配布資料に基づき説明。

#### 2. 行政刷新会議(事業仕分け)について(会計課長)

配付資料に基づき説明。

#### 3. 在勤手当プロジェクトチーム報告(武正副大臣)

在勤手当について、まずは実態把握を行った上で改革の方向性を打ち出すことにより来年度予算編成に活かすべく、岡田大臣の指示に基づきプロジェクトチームを立ち上げ検討を重ねてきた。(続いて配付資料に基づきその成果を説明)

#### 4. 岡田大臣の沖縄出張(武正副大臣)

配付資料に基づき説明。

### ・質疑応答

#### 1. 政策会議のあり方について

(質問・コメント)

- ・ 政策会議をより有意義なものとしていくため、現下の重要案件である普天間問題やアフガニスタン支援について、より詳しい説明や資料の提供をお願いしたい。
- ・ 政策会議の後に、副大臣等との懇談会を開催している例もある。与党議員の意見を取り入れるための機会拡充を検討してほしい。
- ・ 公表されている事実関係や具体的な数値の記載していない資料では不十分(同趣旨複数件)。

(回答：武正副大臣/福山副大臣)

- ・ 政策会議のあり方については、今後もよく相談して改善していきたいので、積極的にご意見を頂戴したい。

#### 2. WTO関連

(質問・コメント)

- ・ W T O が破綻していることは共通認識ではないか。その状態をどうしていこうかという時に、具体的な成果が得られていないではないか。アモリン伯外相よりドーハ・ラウンド交渉に関し楽観的でない見方が示されたとのことであるが、楽観的な国などなく当たり前の話。

### 3. 行政刷新会議関連

(質問・コメント)

- ・ 事業仕分けにおいて、副大臣・政務官は、適切にコメント出来たのか。
- ・ 事業仕分けの議論が「削減ありき」で行われたのは問題。議論を公開することは良いが、テレビに全て公開されている中で、精緻な議論を行うことは難しい。
- ・ 外交フォーラムに関し、有識者が緊急声明を発出しているが、その有識者の中には多額の手料を受け取っている者もいるのではないかと、手料を開示すべき。
- ・ 在外公館には大使館の他に、北米地域などには総領事館が沢山あるが、廃止するべきではない。ただし、コンパクト化をすすめる必要はある。他方、在外公館の領事窓口については365日開けておくべきではないか。
- ・ J I C A 運営費交付金についても予算削減の評決結果を受けているが、J I C A と青年海外協力隊が日本外交の重要なツールであることを十分理解した上での評決であるか疑問。J I C A 、青年海外協力隊の重要性については良く説明していくべき。
- ・ 国際機関への任意拠出は、我が国の信用度を高めるための重要な外交手段。防衛費などと比しても安上がりであり、削減すべきでない。

(回答：武正副大臣 / 福山副大臣)

- ・ 当初、各副大臣・政務官は要求官庁を代表する立場ではなく、査定者としての立場から事業仕分けに出席するよう行政刷新会議からは説明を受けていた。一方、的確な議論が行われるよう、必要に応じて各案件についての補足説明を行う機会があった。
- ・ 外交フォーラムの手料については確認する。買い上げ廃止の結果を受けて、外交フォーラムのあるべき姿について現在検討しているところ。
- ・ 青年海外協力隊の重要性については認識を共有する。ただし、J I C A 側に確認してみると、青年海外協力隊に係る予算についても改善の余地があるとのことなので、見直しを行っていく。
- ・ 任意拠出金の削減については、多数の国際機関から懸念が表明されている一方、厳しい財政事情下においてこれだけの拠出を行うべきかという議論もある。各々の国際機関の重要性を考慮しつつ、メリハリを付けた要求を行っている。

### 4. 在外勤務手当関連

- ・ 在勤手当については、過去に民主党外務防衛部門会議で各社との比較、諸外国との比較を何度も行っており、資料は外務省にも残っていよう。来年度予算で民間調査を実施するとの説明があったが、金をかけずとも各国に駐在している大使館員が現地に進出している日本企業から聴取すればよい。
- ・ 在外の住居手当については、国内の住居手当は公務員で2～3万円しか支給されず殆どの方が自己負担をしているように、在外職員にも少しは住居費の自己負担をさせるべし。
- ・ 特定勤務地の一覧表を公表できないとしているが、厳しい任地の勤務を公費で支援するという国内の整理の問題であり公表を検討してほしい。国際機関は各国の安全度を公表している。
- ・ 在勤手当について、外務人事審議会に頼るのは閉塞感がある。

- ・ 国内でしかもらえない手当は約12万円とのことだが、12万円の内訳如何。
- ・ 夫の業務に付随して夫人にも一定の役割があることは認識するが、配偶者手当の必要性については精査すべし。
- ・ 特権意識を改めた上で、在外職員の安全確保のための経費や、我が国の信用を高めるという国益を追求するための経費の必要性について堂々と議論してほしい。

( 回答・武正副大臣 / 福山副大臣 )

- ・ 在勤手当に対して国民の厳しい目が向けられており、十分な精査が必要であるとの問題意識は共有している。實際上、手当の基準が必要よりも高くなっているという例もあるようであり、そのような無駄はなくすことができる。他方、家族を含めた海外生活、特に途上国でのリスク、職員の志気等の問題もあり、在勤手当が適正な形で必要なことも事実である。いずれにせよ、客観的な事実に基づいて判断できるようしっかり調査し、次期予算に反映していく作業を行っていく。
- ・ 調査には一定の客観性が必要であり、身内の大使館ではなく外部の民間調査機関を活用したいと考えている。
- ・ 特定勤務地の一覧表は治安をはじめ様々な要因を考慮して決定しており、二国間関係に悪影響を与える可能性があることから、公表するのは不相当と考えている。
- ・ 国内諸手当のうち、在外職員には支給されない地域手当や超過勤務手当等の合計が12万円となる。また、配偶者手当を受給する場合は、国内手当の(配偶者に係る)扶養手当は支給されない。
- ・ 在外職員に支給される住居手当制度では、(一等書記官クラスの場合で)約3万円の自己負担をすることとなっており、限度額を上回る場合にもその分は自己負担となる。

< 配付資料別添 >

(了)